

資産運用に関する規制動向

TOPICS

01

金融庁 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告の公表

- 2025年12月26日、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告が公表された。
- 内容は主に以下の5点である。（1）インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大等（公開買付けに係る規制対象として、インサイダー取引規制の対象者として、公開買付けの対象企業と契約を締結・交渉する者等を追加）、（2）課徴金算定方法の見直し（例：公開買付けに係るインサイダー取引の課徴金水準引上げ）、（3）課徴金対象の拡大等（例：口座提供等の協力行為を行った者に対する課徴金の創設）、（4）調査権限等の拡充（例：外国規制当局からの協力要請に応じた調査における出頭要請権限の追加）、（5）その他（例：犯則調査手続きのデジタル化）

TOPICS

02

金融庁 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の公表

- 2025年12月26日、金融審議会「ディスクロージャー・ワーキング・グループ」による報告が公表された。この審議会では、スタートアップ企業等の資金調達ニーズの高まりや情報開示を巡る環境変化を踏まえ、投資判断に資する企業情報の開示のあり方やその実現に向けた環境整備について、2025年8月から計4回にわたり審議を行ってきた。報告内容としては主に以下4点。
- ①有価証券届出書の提出免除基準を1億円から5億円へ引き上げ。②特定投資家向けの資金調達に係る勧誘対象範囲に潜在的特定投資家を追加。③株式報酬に係る開示規制の見直し（企業が自社及び子会社の役員・使用人に対し、株券・新株予約権証券を交付する際の有価証券届出書の提出を不要とする）。④一定の場合に将来情報について虚偽記載に対する金融商品取引法上の民事および行政責任を負わないとするセーフハーバー・ルールの導入。

TOPICS

03

欧州委員会、SFDRに関するルールの大幅改正案を公表

- 2025年11月20日、欧州委員会は、金融商品のESG投資に関する情報開示を義務付けるサステナブルファイナンス開示規則（SFDR）について一連の改正案を公表した。現行SFDRが複雑で比較可能性に欠けることや、事実上のラベル化やデータ負荷が過大であること、EUが産業競争力強化と規制の簡素化を優先し、企業サスティナビリティ報告指令（CSRD）との重複も整理する動きがあります。
- 主な変更ポイント：①業者レベルの開示規制から最低要件を伴う商品分類規制への変更、②商品分類を二本立て（8、9条）から三本立て（7、8、9条）への変更、③商品分類毎の除外スクリーニング要件・投資可能資産・主要な悪影響（PAI：Principal Adverse Impact）の開示要件などの設定、④国債の取り扱いの明確化、⑤6条商品に対するESGに関する開示の制約

(出所) 金融庁「金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告の公表について」、金融庁「金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の公表について」
(<https://www.fsa.go.jp/>)、European Commission「Commission simplifies transparency rules for sustainable financial products」
(https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/id_25_2736)

野村アセットマネジメントからのお知らせ

■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧下さい。

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2026年1月現在

ご購入時手数料 《上限 3.85%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。 投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限 2.222%（税込み）》	投資家がその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 *一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 *ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限 0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

商 号：野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第373号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／

一般社団法人第二種金融商品取引業協会